

【資料1】北区の環境（令和4年度実績）抜粋

5. 北区環境基本計画 2015 の進捗状況

北区環境基本計画 2015 の進行管理にあたる、PDCAサイクルの進捗状況の点検・公表(Check)として、各施策の柱の「成果と目標」と令和4年度の事業実績を比較しました。

基本目標1 北区の環境を育むきずなづくり

① 環境保全・創造のための人・地域づくり

成果指標	策定時(平成25年度実績)	令和4年度実績	具体的な目標
北区環境大学の開催講座数	68回	27回	維持
環境学習拠点の利用人数	エコ広場館 7.32万人 自然ふれあい情報館 4.14万人 みどりと環境の情報館 1,990人	エコ広場館 5.14万人 自然ふれあい情報館 4.96万人 みどりと環境の情報館 3,480人	増加
家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰・公表数	(新規)	取り組みに向けたプログラムを構築中	表彰・公表制度の構築・運用

② 環境経営の促進

成果指標	策定時(平成25年度実績)	令和4年度実績	具体的な目標
新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数(中小企業者等)	2件	15件	増加
環境経営に関するセミナーへの参加者数	5社	未実施	増加

③ 環境に関する情報共有の仕組みづくり

成果指標	策定時(平成25年度実績)	令和4年度実績	具体的な目標
環境学習拠点における情報発信回数	定期的実施	52回 ^{※1}	現状維持
区内の環境を学ぶための啓発資料の作成数 ^{※2}	定期的実施 ^{※2}	3,934部	現状維持
有識者や高齢者等が有する環境関連情報を継承・蓄積する仕組みの構築	(新規)	検討中	制度構築・運用

※1 自然ふれあい情報館通信「めだか」、各講座・イベント等周知のための刊行物

※2 北区河川生物生息調査報告書、自然ふれあい情報館通信「めだか」など

基本目標2 安全・安心な区民生活環境の確保

① 身近な環境問題に関する取組み

成果指標	策定時(平成25年度実績)	令和4年度実績	具体的な目標
騒音・振動等に関する工場・事業場への指導回数	定期的実施 ^{※1}	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現状維持
環境美化キャンペーンの開催回数	定期的実施	12回(延べ308名参加)	現状維持

※1 公害防止パンフレットによる意識啓発など

② 包括的な化学物質対策

成果指標	策定時(平成25年度実績)	令和4年度実績	具体的な目標
化学物質の適正管理に関する情報発信	定期的実施 [※]	ホームページで公表中	現状維持、情報の充実
有害ガス排出工場・指定作業場調査における規制基準適合状況	2事業所で規制基準超過	すべて規制基準内	すべて規制基準以内

※ホームページ等での情報発信

③ 広域的な環境問題の解決に向けた取組み

成果指標	策定時(平成25年度実績)	令和4年度実績	具体的な目標
光化学オキシダントやPM2.5に関する情報発信	定期的実施 ^{※1}	北区ニュース：1回 ^{※2} ホームページ：公表中	現状維持、 情報の充実
ヒートアイランド対策に関する情報発信	(新規)	検討中	情報の充実
大気汚染物質の測定	定期的実施	実施 ^{※3}	現状維持

※1 広報・ホームページ等での情報発信

※2 光化学オキシダントについて

※3 大気汚染物質の常時監視：2か所、有害大気汚染物質調査：2か所 大気中ダイオキシン調査：2か所、
大気中二酸化窒素の簡易調査：定点10か所、沿道・交差点19か所(いずれも区役所での測定含む)

基本目標3 みんなで目指す低炭素・循環型の北区

① 積極的な参加が期待されるエネルギー対策

成果指標	策定時(平成25年度実績)	令和4年度実績	具体的な目標
新エネルギー及び省エネルギー機器等の導入助成件数	775件 [※]	390件	増加
省エネ・再エネ設備導入技術講習の実施	(平成26年度より実施)	未実施	現状維持
環境活動自己診断事業への参加者数	回収数1,655枚	回収数1,717枚	増加
家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰・公表数	(新規)	取り組みに向けたプログラムを構築中	表彰・公表制度の構築・運用

※平成25年度まで助成対象機器であった潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)483件を含む

② 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入

成果指標	策定時(平成25年度実績)	令和4年度実績	具体的な目標
区有施設への新エネルギー機器の導入件数	25施設	40施設	増加
区有施設における非常用発電機の備蓄数	113機 (避難所62か所全整備)	136機 (避難所57か所全整備 [※])	適宜更新

※小学校の適正配置により、避難所が62か所から57か所に変更された。

③ 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築

成果指標	策定時(平成25年度実績)	令和4年度実績	具体的な目標
エコー広場館の年間利用人数	7.32万人	5.14万人	増加
区民1人1日あたりのごみ総排出量 [※]	881g	781g (令和3年度)	700g
区民1人1日あたりのごみ排出量 [※]	718g	628g (令和3年度)	563g

「ごみ排出量」…区が収集する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、区の許可業者が収集する持込ごみの合計量。

「ごみ総排出量」…ごみ排出量に区が回収する資源と集団回収により回収される資源を加えた量。

※北区一般廃棄物処理基本計画2020策定に伴い、成果指標をこれまでの「ごみ排出量削減率」に代えて「区民1人1日あたりのごみ総排出量」とし、基準年度を平成30年度、目標年度を令和11年度とした。また、令和4年度実績確定前の為、令和3年度の数値となる。

基本目標4 区民と自然が共生できる仕組みづくり

① 生物多様性の重要性に対する理解の促進

成果指標	策定時（平成25年度実績）	令和4年度実績	具体的な目標
環境リーダー養成講座の実施	実施	講座回数41回 延べ参加者計308名	継続
区内生きものの調査結果を活用した 学習会等 [※] の参加者数	502名	533名	増加
北区環境大学講座の参加者数	延べ1,457名	延べ403名	増加

※ 自然ふれあい情報館とみどりと環境の情報館における「自然に関する教室」

② 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり

成果指標	策定時（平成25年度実績）	令和4年度実績	具体的な目標
生垣造成助成の長さ（累計）	5,576m	5,964m	増加
延長20m以上の接道緑化の総延長（累計）	31,610m	68,901m	増加
緑被率（1㎡以上）	19.05%	18.43% ^{※1}	20% ^{※2}
区内の生きもの調査を活用した 緑化指針等の策定	（新規）	未実施	策定

※1 平成30年度「北区緑の実態調査」調査実績

※2 「北区緑の基本計画2020（令和2年3月）」の2029年目標値

③ 環境保全上健全な水循環の回復

成果指標	策定時（平成25年度実績）	令和4年度実績	具体的な目標
湧水地点数	12地点	13地点	現状維持
河川生物生息調査によるモニタリング	実施	1回	継続

3. 第2次北区地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況

この計画の進行管理にあたる、PDCA サイクルの進捗状況の点検・公表（Check）として、各施策の方向性における「成果と目標」と、令和3年度の事業実績を比較しました。なお、一部の成果指標は、本計画の上位計画である北区環境基本計画 2015 における成果指標となっています。

基本方針1 低炭素型のライフスタイル・ワークスタイルの普及

① 家庭での取組みの促進

成果指標	策定時（平成28年度実績）	令和4年度 実績	具体的な目標
省エネ技術講習（マンション省エネセミナー等）の実施	3回	未実施	増加
環境学習拠点の利用人数	エコー広場館 7.8万人 自然ふれあい情報館 5.4万人 みどりと環境の情報館 2,435人	エコー広場館 5.14万人 自然ふれあい情報館 4.96万人 みどりと環境の情報館 3,480人	増加
HEMS 助成件数	（平成29年度開始）	24件	累計100件
ごみ減量・3Rの啓発活動	推進	推進	推進
「北区自転車ネットワーク計画」の策定	（新規）	平成31年3月策定	策定

② 事業所での取組みの促進

成果指標	策定時（平成28年度実績）	令和4年度 実績	具体的な目標
事業所の省エネに関するセミナーへの参加者数	（新規）	未実施	増加
環境マネジメントシステム認証による優遇制度の検討	（新規）	新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成事業内に助成金加算メニューを新設	制度の構築・運用
立入検査の実施件数	35件	29件	維持・推進
廃棄物管理責任者講習会の参加者数	54人	41人	維持・推進

③ 区民・事業者の連携の促進

成果指標	策定時（平成28年度実績）	令和4年度 実績	具体的な目標
カーボン・オフセット商品に関する情報発信	（新規）	準備中	情報の充実
びん・缶回収量	3,596トン	3,479トン	維持・推進

基本方針2 省エネ・再エネ・蓄エネシステムの普及

① 住宅・建築物等でのシステムの普及

成果指標	策定時（平成28年度実績）	令和4年度 実績	具体的な目標
区有施設への新エネルギー機器の導入件数	27施設	40施設	増加
街灯のLED照明への改修数	街路灯：4,996灯	街路灯：9,351灯	増加
新エネルギー及び省エネルギー機器等の導入助成件数	253件	390件	300件
省エネ技術講習（マンション省エネセミナー等）の実施（再掲）	3回	未実施	増加
他自治体等との連携による再生可能エネルギーの活用	（新規）	検討中	検討

② 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入

成果指標	策定時（平成28年度実績）	令和4年度 実績	具体的な目標
区有施設への新エネルギー機器の導入件数（再掲）	27施設	40施設	増加
区有施設における非常用発電機の備蓄数	185機 （避難所60か所全整備）	136機 （避難所57か所全整備※）	適宜更新

※小学校の適正配置により、避難所が62か所から57か所に変更された。

③ 次世代自動車の普及

成果指標	策定時（平成28年度実績）	令和4年度 実績	具体的な目標
公有車導入における環境配慮制度の検討	（新規）	検討中	制度の構築・運用
充電設備等の設置支援事業	（新規）	検討中	支援事業の構築・運用

基本方針3 気候変動への適応策の推進

① ヒートアイランド現象の緩和

成果指標	策定時（平成28年度実績）	令和4年度 実績	具体的な目標
建築物のヒートアイランド対策支援件数	40件	110件	増加
緑被率（1㎡以上）	19.05%	18.43%※	増加
生垣造成助成の長さ（累計）	5,792m	5,964m	増加
延長20m以上の接道緑化の総延長（累計）	45,169m	68,901m	増加
緑化指針等の策定	（新規）	未実施	増加
みどりの協定の締結	住民：3か所 事業所等：2か所	住民：2か所 事業所等：0か所	増加

※平成30年度「北区緑の実態調査」調査実績

② 集中豪雨等による水害への対策

成果指標	策定時（平成28年度実績）	令和4年度 実績	具体的な目標
北区メールマガジン登録者数	12,117人	35,773人	増加
学校や公園等への雨水流出抑制施設の整備	10か所	13か所	推進
雨水浸透施設等の設置支援件数	7件	0件	推進

③ 熱中症対策の推進

成果指標	策定時（平成28年度実績）	令和4年度 実績	具体的な目標
地域版シェアマップの作成	（新規）	検討中	作成
北区メールマガジン登録者数	12,117人	35,773人	増加
熱中症対策グッズの配布	クールスカーフ7,600個	クールスカーフ9,700個	推進

基本方針4 エコ活動を支える人・コミュニティづくり

① 環境リーダーの育成

成果指標	策定時（平成28年度実績）	令和4年度 実績	具体的な目標
環境リーダー養成講座の実施	講座回数25回 延べ参加者計232人	講座回数41回 延べ参加者計308人	増加

② 子どもの頃からの環境教育・環境学習の推進

成果指標	策定時（平成28年度実績）	令和4年度 実績	具体的な目標
環境活動自己診断事業への参加者数	回収数1,634枚	回収数1,717枚	増加
省エネ道場への参加者数	延べ103人	延べ111人 （定員を見直し実施）	増加
エコエコツアーへの参加者数	36人	39人（縮小開催）	増加

③ 区民・事業者主体の活動支援

成果指標	策定時（平成28年度実績）	令和4年度 実績	具体的な目標
環境学習拠点の利用人数（再掲）	エコー広場館 7.8万人 自然ふれあい情報館 5.4万人 みどりと環境の情報館 2,435人	エコー広場館 5.14万人 自然ふれあい情報館 4.96万人 みどりと環境の情報館 3,480人	増加
家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰・公表数	（新規）	取り組みに向けたプログラムを構築中	表彰・公表制度の構築・運用
集団回収実施団体数	369団体	387団体	維持・推進

「北区緑の基本計画 2020」施策目標の進捗状況報告

1. 緑を保全する施策（概要版 7 ページ）

(1) 豊かな緑の保全

*樹林地面積：現状維持/2018（平成 30）年度 122.35ha

【進捗】「北区緑の実態調査」における数値を引用しており、今年度調査中であるため今回の報告はありません。

*崖地樹林地面積：現状維持/2018（平成 30）年度 41.67ha

【進捗】「北区緑の実態調査」における数値を引用しており、今年度調査中であるため今回の報告はありません。

*保護樹木：増加/2018（平成 30）年度 434 本 ⇒ 2028（令和 10）年度 450 本

**【進捗】 2019（令和元）年度 443 本 2020（令和 2）年度 441 本
2021（令和 3）年度 426 本 2022（令和 4）年度 425 本**

(2) 水辺環境の保全

*雨水浸透施設の設置の推進

**【進捗】 2019（令和元）年度 35 件 2020（令和 2）年度 31 件
2021（令和 3）年度 23 件 2022（令和 4）年度 25 件**

*湧水地点：現状維持/2018（平成 30）年度 14 箇所

**【進捗】 2019（令和元）年度 14 箇所 2020（令和 2）年度 13 箇所
2021（令和 3）年度 13 箇所 2022（令和 4）年度 13 箇所**

(3) 生物多様性の保全と回復

*在来種確認種数：現状維持/2018（平成 30）年度 336 種

【進捗】「北区緑の実態調査」における数値を引用しており、今年度調査中であるため今回の報告はありません。

*『生物多様性』という言葉の認知度：増加/

「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」、「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」2019（令和元）年度 69.7% ⇒ 2029（令和 11）年度 71.7%

【進捗】「北区緑の基本計画」における区民意識調査の数値を引用しており、次回の計画が令和 11 年度であるため今回の報告はありません。

2. 緑を創出する施策（概要版 8 ページ）

(1) 公園・緑地の整備と改修

(2) 公園・緑地の管理と運営

*公園の新設：2 箇所/

- ・（仮称）赤羽台けやき公園

【進捗】 整備完了し「赤羽台けやき公園」として令和 4 年 4 月に開園

一部下水道局の占用区域があり占用が終了次第、未整備部を整備予定

- ・（仮称）滝野川三丁目公園

【進捗】 整備完了し「滝野川三丁目公園」として令和 4 年 4 月に開園

*公園の改修：2 箇所/

- ・飛鳥山公園

【進捗】 令和 4 年度暫定整備完了

令和 7 年度基本設計 令和 8 年度実施設計

令和 9 年度整備予定

- ・名主の滝公園

【進捗】 令和 4 年度基本設計 令和 5～6 年度実施設計

令和 6～9 年度整備予定

*公園の適正配置化：1 箇所/（仮称）新神谷公園

【進捗】 令和 5 年度基本設計 令和 6 年度実施設計

令和 7～8 年度整備予定

*緑地の整備：1 箇所/荒川緑地（豊島ブロック）

【進捗】 整備完了し「豊島五丁目グリーンスポーツ広場」及び「豊島五丁目荒川緑地」として令和 5 年 9 月に開園

(3) まちなかの緑化の推進

*生垣助成による助成総延長（累計）：増加/

2018（平成 30）年度 5,856m ⇒ 2028（令和 10）年度 6,606m

【進捗】 2019（令和元）年度 5,872m 2020（令和 2）年度 5,897m

2021（令和 3）年度 5,922m 2022（令和 4）年度 5,964m

*延長 20m以上の接道部緑化の総延長：増加/

2018（平成 30）年度 30,739m ⇒ 2028（令和 10）年度 31,610m

【進捗】「北区緑の実態調査」における数値を引用しており、今年度調査中であるため今回の報告はありません。

*都市建築物緑化促進事業による屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化面積（累計）：増加/
2018（平成30）年度 3,693 m² ⇒ 2028（令和10）年度 4,390 m²
【進捗】 2019（令和元）年度 3,693 m² 2020（令和2）年度 3,693 m²
2021（令和3）年度 3,777 m² 2022（令和4）年度 3,814 m²

3. 緑とのふれあいの場と機会を広げる施策（概要版9ページ）

（1）緑に関するコミュニケーション活動の活発化

*区民団体などと協働したり、区民ニーズに即した環境に関するイベント内容の充実

【進捗】区民団体「北区環境教育を進める会」と令和2～4年度の3年間、地域振興課所管の政策提案協働事業により、自然体験講座及び赤羽自然観察公園での生物調査を実施しました。令和5年度は、当該団体主催の自然体験講座について区が後援し広報誌での広報を行っています。

環境に関するイベントとしては、区内の緑化推進のため区民植木市を例年4月に開催していましたが、コロナ禍の影響により中止を余儀なくされました（令和2・3・4年度中止）。令和5年度は11月上旬の2日間、区民植木市を北区グリーンフェスタ2023に改め、協力団体や出店などをさらに増やして実施しました。

*「自然ふれあい情報館」および「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」の来館者数累計：
増加/2010（平成22）年度～2018（平成30）年度 累計：約40万人
⇒ 2020（令和2）年度～2028（令和10）年度 累計：約43万人

【進捗】 2019（令和元）年度 50,746人 2020（令和2）年度 41,985人
2021（令和3）年度 47,947人 2022（令和4）年度 53,169人

*「自然ふれあい情報館」および「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」の年間講座数：
増加/2018（平成30）年度91回 ⇒ 2028（令和10）年度100回

【進捗】 2019（令和元）年度 95回 2020（令和2）年度 94回
2021（令和3）年度 87回 2022（令和4）年度 97回

*「自然ふれあい情報館」および「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」における幅広いジャンルの講座実施

【進捗】例年幅広いジャンル（野鳥や昆虫などのいきもの観察、ガーデニング講座、野菜づくり教室、植物等自然素材を使った工作など）で実施しており現状維持とします。

(2) 環境学習の推進と担い手の育成

*「北区環境リーダー」および「北区ジュニア環境リーダー」の体系化と育成

【進捗】令和3年11月1日から環境リーダー登録制度を開始しています。登録者を随時募集し活動の場のあっせんなどを行い、区の環境教育の充実を図っています（登録者は現在4名）。

ジュニア環境リーダーも令和3年度から養成講座を実施しています。引き続き養成講座を実施し、その体系化等を検討してまいります。

*区民意識調査における「緑や自然環境に関する体験学習などの取り組み」への満足度：
増加/2019（令和元）年度：14.7% ⇒ 2029（令和11）年度：16.7%

【進捗】「北区緑の基本計画2020」における区民意識調査の数値を引用しており、次回の計画が令和11年度であるため今回の報告はありません。

(3) 参加と協力の拡大

*みどりの協定の締結数や緑化推進モデル地区の増加

【進捗】みどりの協定

2019（令和元）年度 4協定 2020（令和2）年度 2協定

2021（令和3）年度 2協定 2022（令和4）年度 2協定

緑化推進モデル地区

2019（令和元）年度 4地区 2020（令和2）年度 2地区

2021（令和3）年度 3地区 2022（令和4）年度 1地区

*区民が協働する花壇管理などの箇所数：増加/

2018（平成30）年度 93箇所 ⇒ 2028（令和10）年度 96箇所

【進捗】2019（令和元）年度 93箇所 2020（令和2）年度 89箇所

2021（令和3）年度 93箇所 2022（令和4）年度 90箇所

北区緑の基本計画 2020



(概要版)

ひといきいき みどりいきいき
育てる つながる北区



「緑の基本計画」とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法に基づき、区市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めるものです。区市町村は「緑の基本計画」の策定により緑地の保全および緑化の推進を総合的かつ計画的に実施していきます。

「北区緑の基本計画」は、区民、事業者、区の参加による、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいくことを目的とし、おおむね10年ごとに改定しています。

本計画は、北区基本計画および北区環境基本計画などを上位計画としており、“緑の視点を踏まえたまちづくり”の指針となります。

令和2年3月
東京都北区

■計画の基本的な考え方

1. 計画の推進主体

本計画の推進主体は、区民（区民組織を含む）、事業者、区（行政）の総体であり、お互いの協力のもと、自発的・積極的な行動を目指します。

2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、北区全域（20.61km²）とします。

3. 計画の目標年次

本計画では、中間年次を令和6年、目標年次を令和11年として設定します。

4. 計画で対象とする緑



5. 北区が大切にする緑の役割

緑は、北区をより住みやすくするまちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

北区での暮らしを、より豊かにしていくために、グリーンインフラ（自然の持つ多様な機能や仕組みを活用する社会資本）としての緑の多面的価値を区民が享受できることが大切です。

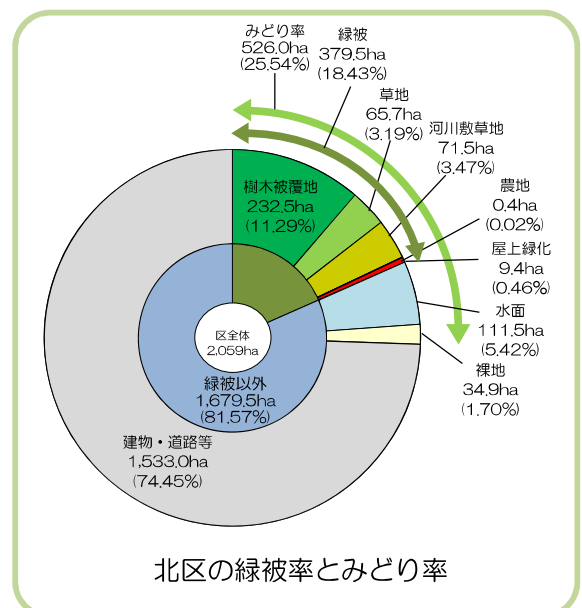
■北区の緑の現況

1. 緑の概況

- ・北区の緑被の特徴は、台地上と河川敷は緑被が多く、中間にある低地部の住宅地には緑被が少ないことです。

- ◇ 緑被率^{※1} : 18.43%
- ◇ みどり率^{※2} : 25.54%
- ◇ 緑地の確保量^{※3} : 16.90% (347.9ha)

- ※1 : 上空から見たとき、区の面積に対し、植物で覆われた部分が占める割合
- ※2 : 緑被率に生きものの生息・生育地として重要な河川や公園などの緑で覆われていない面積を加えたもの
- ※3 : 樹林地や河川、農地などの各種制度または社会通念上安定した緑地および都市計画公園が対象

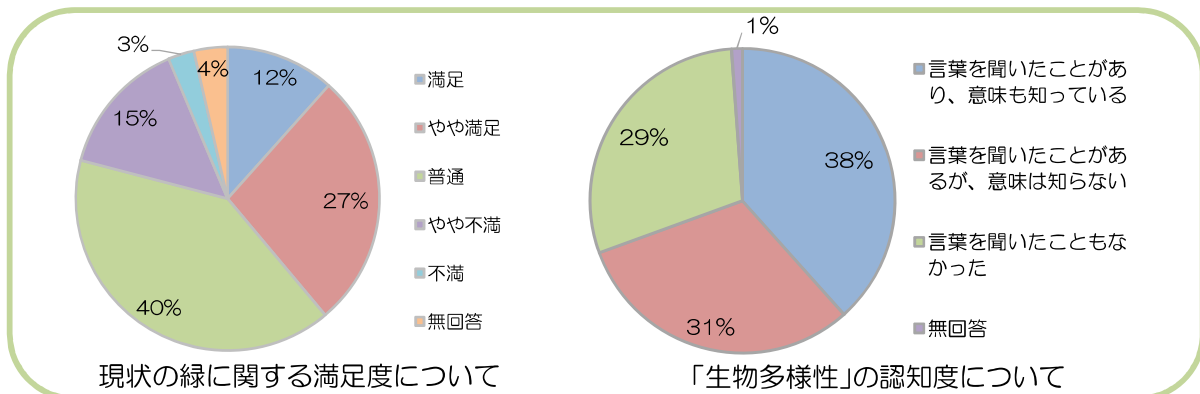


2. 北区で見られる生きもの（平成 30 年度実績）

- 北区では 1,034 種の植物が確認されており、そのうち在来種は 336 種です。
- 鳥類は 48 種、魚類は 35 種が確認されています。

3. 区民意識調査の結果

- 緑に関する満足度について、「満足」、「やや満足」という意見が約 4 割でした。
- 「生物多様性」という言葉については、「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」、「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」という意見が約 7 割でした。



■ 計画改定の視点

1. 緑の「質」の向上

緑豊かな住みやすいまちづくりのため、緑の適正な管理、区民が実感できるような緑の多面的な機能の発揮、緑づくりへの区民の関わりの拡大といった緑の「質」を向上させることを、全ての方針・施策に反映させます。

2. 計画目標の追加

「緑被率」の他に、「緑地の確保目標量」や区民意識調査による「満足度」といった、新たな計画目標を追加します。

3. 「生物多様性地域戦略」の策定

生物多様性に改めて着目し、全ての施策に関連する方針として、「生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」を位置づけます。

4. 魅力ある公園の確保、充実

平成 29 年の都市緑地法の一部改正を受け、公園の特性に応じた魅力および機能向上の方針について追加します。

5. 自然観察や環境学習の充実

区民を交えた「学び」や「コミュニケーション」を重視し、更に「連携」と「交流」を基盤とした環境学習の体系化や生涯学習化、自発的な活動につながる支援など、持続可能な社会に向けた人材育成を推進します。

6. わかりやすさと興味を持ってもらえる計画

計画を推進する主体、手法、根拠などを明確にして、わかりやすく、興味を持ってもらえるような計画となるよう努めます。



「生物多様性」とは、生きものたちの豊かな個々のつながりのことだよ。

■緑づくりの基本理念

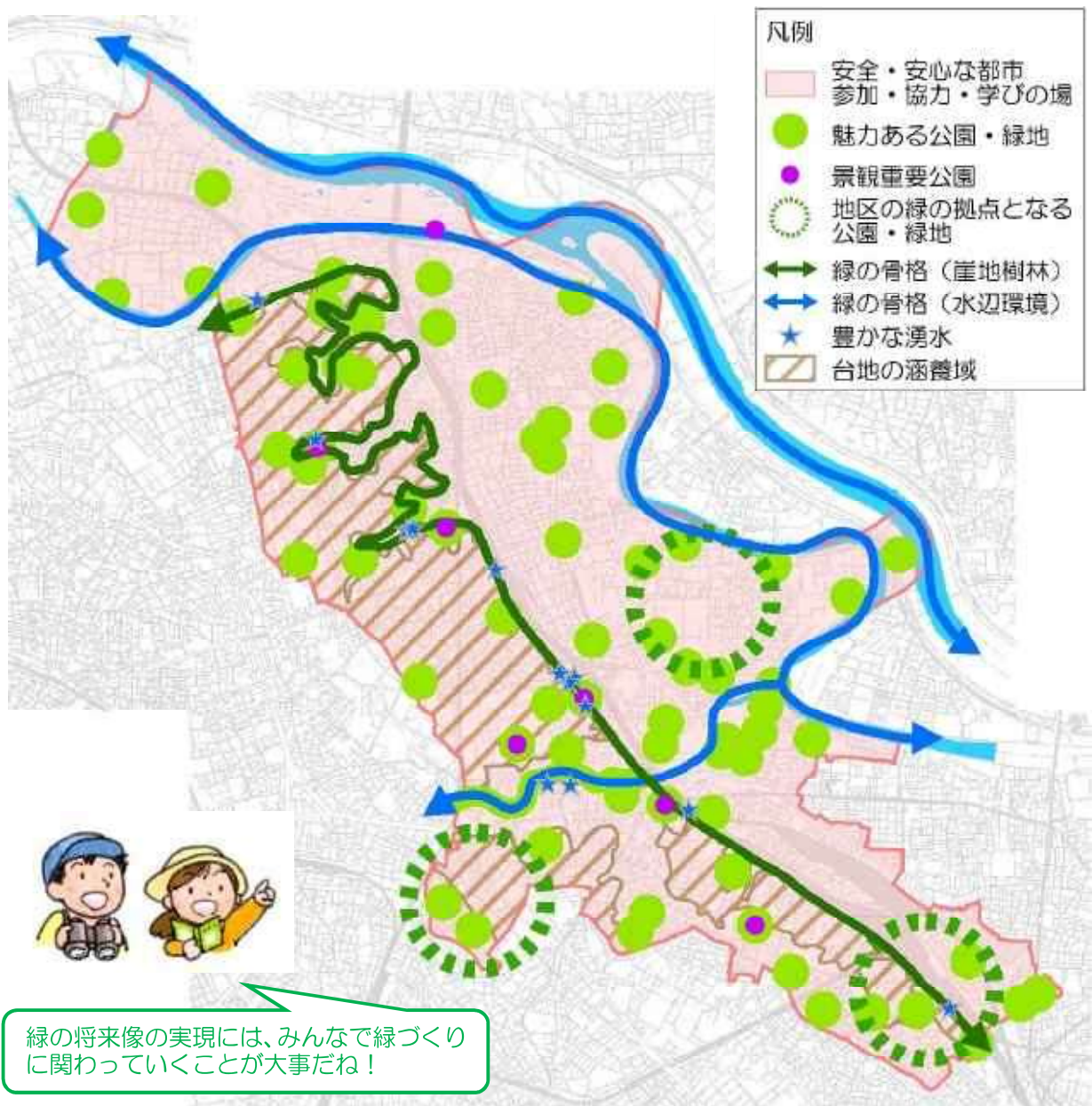
「北区緑の基本計画」では、これまでの理念を引き継ぎながら、人と緑の「つながり」というキーワードを取り入れ、

『ひといきいき みどりいきいき 育てる つながる北区』

をキャッチフレーズとして、区民、事業者、区の参加と協働のもと、緑を保全・創出することにより、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいきます。

■北区の緑の将来像

緑の将来像は、区民、事業者、区に共通する緑づくりの目標であり、基本理念に基づく緑づくりによって実現する北区の未来の姿です。



承認番号：31 都市基交著第 15 号

本計画は、以下の6つの状態をあわせ持った緑の将来像の実現を目指します。

- ①人と地球にやさしい緑のある都市**
 - 気候変動やヒートアイランド現象を緩和する緑が育まれ、快適な都市環境が保たれています。
 - 台地から地下に浸透した雨水が崖線で湧出し、低地部を流れ、水循環が保全されています。
- ②生きもののにぎわいのある都市**
 - 崖地樹林や河川敷草地、水辺、公園・緑地などの緑が保全され、生きもののにぎわいを提供しています。
 - エコロジカル・ネットワークが形成され、生きものとのふれあいの場が保たれています。
- ③魅力ある公園やふれあえる緑のある都市**
 - 地域の特性やニーズに応じた公園が整備され、誰もがやすらぎ、楽しめる場が確保されています。
 - まちなかで花や緑を育て、生活にうるおいを与えています。
- ④自然・文化を彩る緑のある都市**
 - 大径木や並木が大切に育まれ、まちにうるおいを与えています。
 - 崖地樹林や河川敷草地などが保全され、緑の骨格を形成しています。
 - 歴史ある公園や庭園、社寺林などが、地域の魅力を引き立てています。
- ⑤安全・安心を高める緑のある都市**
 - 公共施設や学校、住宅団地などに樹木の植栽が行われ、防災・減災に寄与しています。
 - 緑の管理が進み、暮らしの安全・安心が高まっています。
- ⑥参加・協力・学びによる緑のある都市**
 - 地域で緑を育てたり、環境について学ぶことを通じて、いきいきとした地域コミュニティが形成されています。
 - 活動や学習の場が増え、区民、事業者、区の協力関係が促進されています。

■計画の目標

(1) 緑被率の目標

上段：緑被率 下段：緑被地面積

前計画値 (2008年)	現況値 (2018年)	中間年次 (2024年)	目標年次 (2029年)	長期目標
18.49%	18.43%	19.00%	20.00%	30.00%
380.7ha	379.5ha	391.2ha	411.8ha	617.7ha

(2) 公園などの目標

上段：市街化区域内の1人あたりの公園面積 下段：公園総面積

前計画値 (2009年)	現況値 (2019年)	中間年次 (2024年)	目標年次 (2029年)	長期目標
2.2 m ² /人	2.3 m ² /人	2.4 m ² /人	2.5 m ² /人	5.0 m ² /人
72.8ha	83.6ha	87.0ha	90.5ha	180.7ha

(3) 緑地の確保目標量^{※4}

上段：緑地の割合 下段：緑地の面積

現況値 (2019年)	中間年次 (2024年)	目標年次 (2029年)	長期目標
19.07%	19.97%	20.33%	30.00%
392.6ha	411.3ha	418.6ha	617.7ha

※4 従来の対象に、都市公園や街路樹、私立大学や民間施設の屋上緑化などを加えたもの

(4) 緑に関する満足度

現況値 (2019年)	中間年次 (2024年)	目標年次 (2029年)	長期目標
38.9%	40.0%	41.0%	50.0%

■ 施策の体系



6つの基本方針に基づいて、「緑づくりの基本理念」の実現を目指すんだね。

<緑の課題>

(緑の持つ機能に基づく6つの課題)

【1】地球環境保全に関する課題

- まちなかの緑の保全・創出
- 水辺環境の保全・回復

【2】生物多様性保全に関する課題

- 「生物多様性地域戦略」の策定
- 生きものの生息地としての緑の保全・創出
- 植物群落の多様性向上
- エコロジカル・ネットワークの保全・創出
- 地域在来種の保全
- 外来種対策

【3】レクリエーションに関する課題

- 公園の適正配置と不足地域への対応
- 個性あふれる公園づくり
- 家庭での緑づくり

【4】景観形成に関する課題

- 緑の景観づくり

【5】防災に関する課題

- 防災に寄与する緑づくり
- 緑の適正な管理

【6】コミュニケーションに関する課題

- 環境学習の充実
- 区民参加の拡大
- 協働による運営管理

(区民・事業者意識調査からの課題)

【7】区民・事業者意識調査からの課題

- 地区別の満足度の違い
- 子育て世代を対象とした情報発信や取り組みの充実
- 生物多様性の認知度向上
- 緑の防災機能の活用
- 緑に関する支援制度の周知
- 生物多様性に関する情報発信の強化

(新たな課題)

【8】緑の量の確保と質の向上

- 様々な制度による緑の確保・創出
- 地域の特徴を踏まえた緑づくり
- 「質」の向上を意識した取り組み

【9】ストックされた緑の活用

- ストックされた緑の価値の向上
- 公園・緑地ごとの個性の創出

【10】多様な主体との連携のさらなる推進

- 協働のすそ野を広げるための取り組み
- ニーズに合わせた緑づくりの支援
- 環境学習の一層の取り組み

<緑づくりの基本方針>

関連課題

基本方針1：

- 【1】人と地球にやさしい緑づくり**
- ① 気候変動対策の視点を持つ
 - ② 環境負荷の軽減を目指す
 - ③ 緑づくりの基盤となる環境を保全する

関連課題

基本方針2：

- 【2】生きものにぎわいのある緑づくり**
- 【生物多様性地域戦略】**
- ① 生物多様性の保全・回復の視点を持つ
 - ② エコロジカル・ネットワークを重視する
 - ③ 地域の生きものの生息・生育環境に配慮する
 - ④ 水辺を活かした公園づくり

関連課題

基本方針3：

- 【3】魅力ある公園やふれあえる緑づくり**
- ① 魅力ある公園づくり **【重点方針】**
 - ② 水辺環境づくり
 - ③ 環境緑化を推進する

関連課題

基本方針4：

- 【4】自然・文化を彩る緑づくり**
- ① 歴史や文化とふれあえる緑を形成する
 - ② 地域のシンボルとなる緑を保全・育成する
 - ③ 緑により景観を演出する

関連課題

基本方針5：

- 【5】安全・安心を高める緑づくり**
- ① 避難場所などの安全性を高める
 - ② まちなかの防災機能を高める
 - ③ 崖地樹林の安全性を高める
 - ④ 都市型災害に対する安全性を高める

関連課題

基本方針6：

- 【6】参加・協力・学びによる緑づくり**
- ① 参加の場・機会を増やす
 - ② 持続可能な社会に向けた人材を育成する
 - ③ 区民、事業者、区間のコミュニケーションを促進する **【重点方針】**

緑の将来像の実現



今回の計画では、特に公園・緑地の整備や管理などと、環境学習の推進により緑の担い手を育成することを重視するのね。

<施策>

<施策の考え方>

緑を保全する施策	(1) 豊かな緑の保全	樹林や樹木は、市街地の貴重な緑であり、生きものに質の高い生息地(ハビタット)を提供しているため、継続して保全していきます。 また、民有地にある良好な樹林や樹木、生垣は保護指定し、地域の緑として保全に努めます。
	(2) 水辺環境の保全	雨水の地下浸透を促進させることで、集中豪雨などによる都市型水害の被害軽減および湧水の水量や水循環、それに伴う水辺の生きものの回復を目指します。
	(3) 生物多様性の保全と回復 【生物多様性地域戦略】	生きものの生息地(ハビタット)となっている既存の緑を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑の創出・管理を促進します。 また、区民1人ひとりが生物多様性について学ぶことで、生物多様性に配慮した暮らしや活動につなげていきます。
緑を創出する施策	(1) 公園・緑地の整備と改修 【重点施策】	区民の公園に対するニーズが多様化している中で、公園などのあるべき姿を定める「北区公園総合整備構想」を策定していきます。 一方、老朽化が進んだ公園を中心とした全面改修や、公園遊具やトイレなど個別の公園施設の計画的な部分改修を進め、安全な公園・緑地の形成を図るとともに、清潔感および快適性の向上を目指します。
	(2) 公園・緑地の管理と運営 【重点施策】	公園・緑地の機能や個性を引き出しながら、地域の魅力を高めていく管理と運営などを促進します。 また、誰もが安全で安心した利用を続けられるよう、公園・緑地の適正な維持管理に努めます。
	(3) まちなかの緑化の推進	公共施設や民間施設、民有地の緑化を推進し、区民の生活に豊かさやうるおいを与えます。 また、緑の持つ多様な機能に着目し、快適かつ安全・安心で自然豊かなまちなみの形成を図ります。
緑とのふれあいの場と機会を広げる施策	(1) 緑に関するコミュニケーション活動の活発化	緑への関心を高めるため、緑に関する情報を発信するとともに、区民相互の情報交換の活発化を図ります。 また、緑について楽しみながら学べる機会をつくります。
	(2) 環境学習の推進と担い手の育成 【重点施策】	区民が緑の価値や地球環境問題、生物多様性などを正しく理解でき、自発的な行動につながるような環境学習の場や機会の充実を図ります。 そのために、自然環境に関する学習や啓発、人材育成などを行う環境学習事業の体系化および内容の更なる充実を目指します。
	(3) 参加と協力の拡大 【重点施策】	地域の緑化・環境啓発活動を通じて、いきいきとした地域コミュニティが形成され、区民1人ひとりが身近に緑に親しみ、自発的な緑に関する活動を継続して行うことができるよう支援します。 また、緑に関する様々な区民組織の横断的な環境活動の展開と、積極的な緑づくりが行える環境を整備します。

施策の体系図

■ : 生物多様性地域戦略 / ■ ■ : 重点施策

※各基本方針から施策に伸びる矢印は、緑づくりの基本方針と関連が深い施策であることを示します。

■ 施策内容

【継】 継続する個別施策 【拡】 拡充する個別施策 【新】 新規の個別施策

1. 緑を保全する施策

(1) 豊かな緑の保全

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1) 地域の緑の保全 | 【継】 |
| 2) 崖地樹木の活用と安全対策 | 【継】 |
| 3) 「緑確保の総合的な方針」に基づく取り組み | 【新】 |



保護樹木指定されているスダジイ

施策目標

- * 樹林地面積：現状維持/
2018年度 122.35ha
- * 崖地樹林地面積：現状維持/
2018年度 41.67ha
- * 保護樹木：増加/
2018年度 434本
⇒2028年度 450本

(2) 水辺環境の保全

- | | |
|---------------------|-----|
| 1) 都市型水害の被害軽減と湧水の保全 | 【拡】 |
| 2) 河川環境の保全 | 【継】 |

施策目標

- * 雨水浸透施設の設置の推進
- * 湧水地点：現状維持/
2018年度 14箇所

(3) 生物多様性の保全と回復 **【生物多様性地域戦略】**

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1) 生物多様性を高める自然環境の保全・再生 | 【継】 |
| 2) 生物多様性に配慮した緑の創出・管理の促進 | 【拡】 |
| 3) エコロジカル・ネットワークの形成 | 【新】 |
| 4) 生物多様性に関する情報を共有できるしくみづくりの検討 | 【拡】 |

施策目標

- * 在来種確認種数：現状維持/
2018年度 336種
- * 『生物多様性』という言葉の認知度：
増加/「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」、「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」
2019年度 69.7%
⇒2029年度 71.7%



北区で見られる主な生きもの（カワセミ、スズキ）

2. 緑を創出する施策

(1) 公園・緑地の整備と改修 **【重点施策】**

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1) 公園の新設および公園不足地域への対応 | 【拡】 |
| 2) 魅力ある公園づくり | 【新】 |
| 3) 公園・緑地の計画的な改修 | 【拡】 |
| 4) 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づく取り組み | 【新】 |

(2) 公園・緑地の管理と運営 **【重点施策】**

- | | |
|---------------------|-----|
| 1) 既存公園の魅力発信 | 【新】 |
| 2) 民間との連携によるサービスの向上 | 【新】 |
| 3) 日常的な維持管理やコスト縮減 | 【新】 |
| 4) 緑のリサイクルの推進 | 【継】 |



既存公園の魅力発信（赤羽自然観察公園）

(3) まちなかの緑化の推進

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1) 街路空間の緑化 | 【継】 |
| 2) 河川敷や親水空間の活用 | 【拡】 |
| 3) 東京さくらトラム（都電荒川線）などの
鉄道沿線の緑化 | 【継】 |
| 4) 公共公益施設の緑化 | 【拡】 |
| 5) 民有地の緑化 | 【拡】 |



緑化のための色々な
助成制度もあるよ！



住民によるみどりの協定場所

施策目標

- *公園の新設：2箇所
- *公園の改修：2箇所
- *公園の適正配置化：1箇所
- *緑地の整備：1箇所



（仮称）赤羽台けやき公園 イメージ図

施策目標

- *生垣助成による助成総延長（累計）：
増加/2018年度 5,856m
⇒2028年度 6,606m
- *延長20m以上の接道部緑化の総延長：
増加/2018年度 30,739m
⇒2028年度 31,610m
- *都市建築物緑化促進事業による屋上緑化、
壁面緑化、ベランダ緑化面積（累計）：
増加/2018年度 3,693㎡
⇒2028年度 4,390㎡



屋上緑化助成事業実施場所

3. 緑とのふれあいの場と機会を広げる施策

(1) 緑に関するコミュニケーション活動の活発化

1) 緑に関する情報発信 【拡】

2) イベントなどの開催と活性化 【拡】



北区の環境や生物多様性に関するクイズ実施



飛鳥山公園の「区民植木市」における苗木などの販売

施策目標

- * 区民団体などと協働したり、区民ニーズに即した環境に関するイベント内容の充実
- * 「自然ふれあい情報館」および「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」の来館者数
累計：増加/
2010年度～2018年度
累計：約40万人
⇒2020年度～2028年度
累計：約43万人
- * 「自然ふれあい情報館」および「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」の年間講座数：増加/2018年度 91回
⇒2028年度 100回
- * 「自然ふれあい情報館」および「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」における幅広いジャンルの講座実施

(2) 環境学習の推進と担い手の育成 【重点施策】

1) 自然や緑に関する学習機会の増加 【拡】

2) 「北区環境リーダー」の体系化と「北区ジュニア環境リーダー」の新設の検討 【新】



「自然ふれあい情報館」での水辺の生きもの観察会



「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」でのピオトープ造成体験

施策目標

- * 「北区環境リーダー」および「北区ジュニア環境リーダー」の体系化と育成
- * 区民意識調査における「緑や自然環境に関する体験学習などの取り組み」への満足度：増加/2019年度：14.7%
⇒2029年度：16.7%



(3) 参加と協力の拡大 【重点施策】

1) 緑に関する活動と拡大のためのしくみづくり 【拡】

2) パートナーシップの拡大と展開 【新】



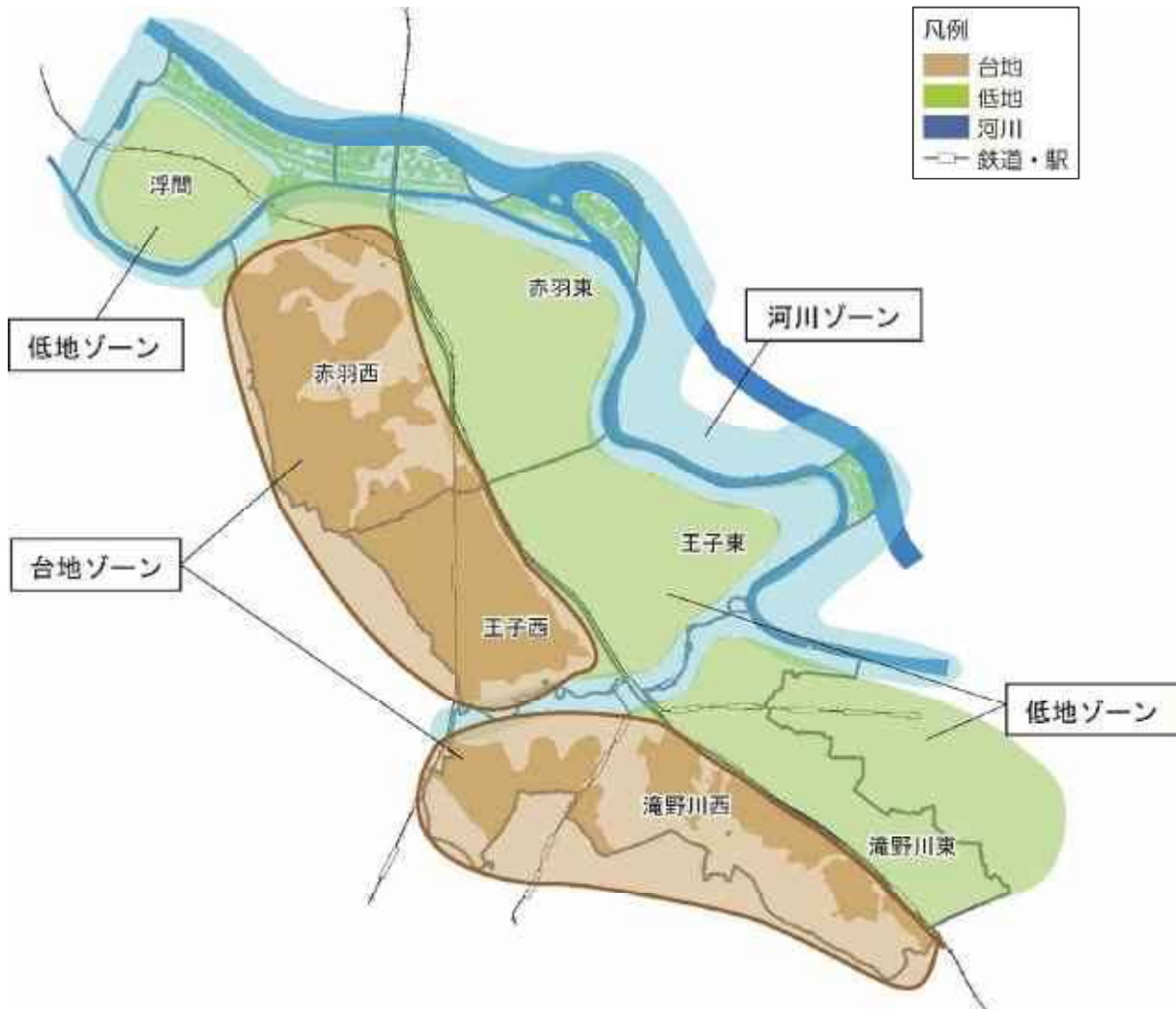
区民、事業者、区が相互に協力することが大切!

施策目標

- * みどりの協定の締結数や緑化推進モデル地区の増加
- * 区民が協働する花壇管理などの箇所数：増加/2018年度 93箇所
⇒2028年度 96箇所

■地区別の緑づくりの取り組み

北区の自然特性に基づき、区内を「台地ゾーン」、「低地ゾーン」、「河川ゾーン」の3つのゾーンに区分し、地区別の緑づくりを推進します。



ゾーン区分図

(1) 台地ゾーンの取り組み

- 既存の緑の保全による気候変動対策や生物多様性の保全と回復
- 地域のシンボルとなる緑の保全による魅力の向上
- 緑の少ない地域における民有地の緑化などによる、緑に関する満足度の地域差の改善

(2) 低地ゾーンの取り組み

- 公園不足地域における公園・緑地の整備やまとまった緑の確保
- 工場や住宅密集地におけるオープンスペースの拡充や公園の新設などによる減災の促進
- 緑の少ない地域における民有地の緑化などによる、緑に関する満足度の地域差の改善

(3) 河川ゾーンの取り組み

- 河川環境の保全・整備などによる、生きものの生息地となるような緑の保全・創出
- 親水空間の活用検討による河川と一体となったまちづくりの推進
- 河川環境の適正な維持管理によるやすらぎある空間づくり

■地区別の緑づくりの方針（地区別計画）

（1）浮間地区（低地ゾーン、河川ゾーン）

- 都立浮間公園や新河岸東公園の保全と活用
- 水辺と緑を活かした交流を生む環境づくり
- 農に触れられる貴重な環境である生産緑地地区の保全

（2）赤羽西地区（台地ゾーン、河川ゾーン）

- 団地更新にあわせた公園整備、桜並木の維持管理
- 緑地や環境学習施設「自然ふれあい情報館」を用いた自然体験や環境学習
- 崖線沿いの緑に配慮したまちなみの形成

（3）赤羽東地区（低地ゾーン、河川ゾーン）

- 荒川緑地の適正な管理と自然体験や環境学習の場、レクリエーション空間としての活用
- 隅田川・荒川と調和したまちづくり
- 公園などの配置による緑の創出およびみどりの協定などによる身近な緑づくりの支援

（4）王子西地区（台地ゾーン、河川ゾーン）

- 歴史・文化を継承する緑の保全・形成
- 大規模な公共施設などによるゆとりある緑づくり
- 沿川の緑化や緑道の整備の推進による快適な散策ネットワークの形成

（5）王子東地区（低地ゾーン、河川ゾーン）

- 荒川緑地の自然保全、レクリエーション空間としての整備による良好な親水空間の形成
- 環境学習施設「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」における講座充実とボランティア団体の活動拠点としての活用の推進
- 緑化推進モデル地区やみどりの協定などによる身近な緑づくりの支援

（6）滝野川西地区（台地ゾーン、河川ゾーン）

- 飛鳥山公園の整備、更新と民間活力の導入の検討
- 公園の新設整備による防災性向上、コミュニティの活性化
- ボランティア団体や区の生きものの調査などの周知と参加の拡大

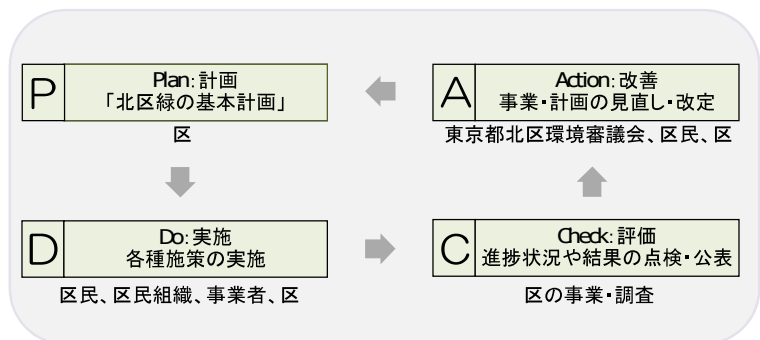
（7）滝野川東地区（低地ゾーン、河川ゾーン）

- 街路樹の整備、更新などによる連続的な緑陰の確保や、環境と共生したまちづくり
- 東京さくらトラム（都電荒川線）沿線緑地の植栽、維持管理
- 緑化推進モデル地区やみどりの協定などの支援制度を用いた民有地の緑化の推進

■計画の推進体制と役割分担

本計画は、区民（区民組織を含む）、事業者、区の協力のもとに推進します。

また毎年度、各施策の進捗状況の調査、報告、改善に努めるとともに東京都北区環境審議会へ報告します。中間年次（令和6年）には「北区緑の実態調査」の結果と計画目標の進捗状況を、目標年次（令和11年）には達成状況を公表します。



北区緑の基本計画 2020（概要版）
令和2年3月 発行
編集・発行：東京都北区生活環境部環境課

〒114-8508
東京都北区王子本町1-15-22
電話 03-3908-8618

刊行物登録番号
31-2-159



【参考資料 1】

東京都北区環境基本条例

平成一八年三月二八日
条例第三号

目次

前文

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 環境の保全に関する基本的施策等

第一節 環境基本計画（第九条）

第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等（第十条～第二十一条）

第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等（第二十二条～第二十四条）

第四節 環境審議会（第二十五条）

第三章 雑則（第二十六条）

付則

北区は、荒川の水辺や崖線のみどりに恵まれ、また、江戸時代からの桜の名所である飛鳥山をはじめとして豊かな歴史と文化遺産を有し、これらが私たちにうるおいとやすらぎのある良好な環境をもたらしている。

しかし、物質的に豊かで便利な生活やそれを支える産業活動、都市化の進展は、北区でも大気汚染や化学物質による環境汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させ、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少など、国を超えた規模での環境破壊を進行させている。

私たちは、快適で良好な環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない北区と青い地球を将来の世代に引き継いでいく責務がある。

そのために、私たち一人ひとりが地球に生きる一員としての自覚を持ち、環境負荷低減に努めるとともに、区民、事業者、民間団体及び区が協働で環境活動に取り組むことにより、すべての息づくものが共生できる環境を目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者、民間団体及び区の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- 二 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる負の影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 三 公害 事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- 四 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が再び資源として適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 五 民間団体 環境活動を行うNPO、ボランティア団体等をいう。

（基本理念）

第三条 環境の保全は、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の区民へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築される

ことを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によつて適切に推進されなければならない。

3 環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境と深く係わっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全是自らの課題として認識し、地球環境問題への貢献をするため、すべての活動において推進されなければならない。

4 区民、事業者、民間団体及び区は、自ら環境の保全是を推進するとともに、協働して地域及び地球全体の環境の保全是に努めなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、前条に定める環境の保全是についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

一 公害の防止に関すること。

二 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全是に関すること。

三 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

四 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。

五 良好な景観、地域環境美化等に関すること。

六 みどりの保護及び育成に関すること。

七 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

八 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全是に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 区は、基本理念にのつとり、すべての施策の策定及び実施に当たつては、環境への負荷の低減その他の環境の保全是のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(区民の責務)

第五条 区民は、基本理念にのつとり、日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、区民は、基本理念にのつとり、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たつては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を保全是するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのつとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつては、その事業活動に係る製品その他の物の原材料の選定から製造、販売、使用及び廃棄までの各段階において環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第七条 民間団体は、基本理念にのつとり、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(年次報告)

第八条 区長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全是に関する施策の実施状況の報告書を作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全是に関する基本的施策等

第一節 環境基本計画

(環境基本計画)

第九条 区長は、環境の保全是に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北区環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全是に関する目標

二 環境の保全是に関する施策の方向

三 環境の保全是に関する行動及び配慮の指針

四 前三号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

- 3 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第二十五条に規定する東京都北区環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等

(環境基本計画との整合)

第十条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(新規事業の環境配慮)

第十一条 区は、新規事業を計画し、及び実施するに当たっては、その事業の計画段階から、環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

(循環型社会形成の推進)

第十二条 区は、循環型社会の形成を推進するため、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備)

第十三条 区は、公共施設の整備に当たっては、環境の保全に資する必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第十四条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境の保全についての理解を深められるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の環境の保全に関する活動の促進)

第十五条 区は、区民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第十六条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために適切な措置をとることとなるよう誘導するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第十七条 区は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(区民等の意見の反映)

第十八条 区は、区民、事業者及び民間団体の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十九条 区は、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十条 区は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 区は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等

(国及び都その他の地方公共団体との協力)

第二十二条 区は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び都その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(国際協力)

第二十三条 区は、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(区民等との協働の組織の整備)

第二十四条 区は、環境の保全に関し、区民、事業者及び民間団体と協働して取り組むための組織を整備するものとする。

第四節 環境審議会

(環境審議会)

第二十五条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十四条の規定に基づき、区長の附属機関として東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 環境基本計画等環境計画の策定、推進及び改定に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）、区民、事業者、民間団体、区議会議員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員十八人以内をもって組織する。

5 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 特別な事項又は専門的な事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、学識経験者、区民及び区職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

8 臨時委員は、当該特別な事項又は専門的な事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第三章 雑則

(委任)

第二十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(東京都北区みどりの条例の一部改正)

2 東京都北区みどりの条例（昭和六十年九月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第五章 緑化推進審議会（第二十二條）

第六章 雑則（第二十三條—第二十六條）

」

を「第五章 雑則（第二十二條—第二十五條）」に改める。

第五章を削る。

第六章中第二十三條を第二十二條とし、第二十四條から第二十六條までを一條ずつ繰り上げる。

第六章を第五章とする。

【参考資料 2】

東京都北区環境審議会規則

平成一八年三月二八日
規則第一〇号

改正 平成二二年 三月二三日規則第二一号 平成二三年 三月 七日規則第九号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区環境基本条例（平成十八年三月東京都北区条例第三号。以下「条例」という。）第二十五条の規定に基づき、東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第二条 条例第二十五条第四項に規定する審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- 一 学識経験を有する者 七人以内
- 二 区民、事業者及び民間団体 七人以内
- 三 区議会議員 四人

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の過半数で決したときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二二年三月二三日規則第二一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則（平成二三年三月七日規則第九号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。